各種事務事業の取扱い(その他)について

各種事務事業の取扱い(その他)について別紙のとおり提出する。 平成16年6月23日提出

津地区合併協議会 会長 近 藤 康 雄

協議項目	25 各種事務事業の取扱い	- 調整の内容(案)	1 指定金融機関等の指定について合併時までに調整し、新市発足時に、新たに指定金融機関等を指定する。 2 入札・契約制度については、10市町村の実情を踏まえつつ、津市の制度を基に、
関係項目	その他		2 八代・英約制度にJNでは、「U市町村の美情を踏まえり」、岸市の制度を基に、 統一した新たな制度を制定する。 なお、公募型指名競争入札に係る建設工事等のうち、設計金額が一定金額未満(土 木一式工事の場合は、2,500万円未満(なお、当分の間は、5,000万円未満とする。) とし、他の工種については、合併までに調整する。)の工事等については、競争性の 確保に配慮しつつ、地域要件を考慮する。

## 先進地事例

## 【かほく市】

- 1 新市の総合計画については、かほく市合併まちづくり計画を基本に、新たに策定する。
- 2 行財政改革大綱については、新市において速やかに策定するものとする。
- 3 情報公開制度については、新市において速やかに制度化を図るものとする。
- 4 指定金融機関については、現行の金融機関を基本とし、合併時までに調整する。 また、収納代理金融機関については、住民の利便性を考慮し、3町の現行の金融機関を継続するよう合併時までに調整する。
- 5 チャイルドシート購入補助については、内容を統一し、合併時に実施する。
- 6 議会だよりの発行については、新市においても実施する。

## 【あわら市】

- (1) 情報公開制度については、芦原町の例によるものとする。
- (2) 表彰制度及び名誉町民制度については、現行の内容をもとに新市において調整する。
- (3) 指定金融機関等については、次のとおり取り扱うものとする。

指定金融機関については、現行のとおりとする。

指定代理金融機関については、金津町の例によるものとする。

収納代理金融機関については、住民の利便性を考慮し、両町の現行の金融機関及び金津町内の各郵便局を当該金融機関にするよう調整する。

(4) 芦原町上水道財産区の取扱いについては、現行のとおり新市に引き継ぐものとする。

## 【松阪地方合併協議会】

(1) 指定金融機関等の指定

指定金融機関等の指定については、合併時までに調整する。

公金取扱手数料については、関係金融機関と調整を図り、合併時に統一する。

(2) 入札及び契約に係る業務

条件付き一般競争入札制度を導入する。ただし、合併当初は、期限付きで5市町ごとに地域要件を条件とする入札を実施することも考慮するものとする。